教　育　委　員　会　会　議　録

平成２１年５月　定例教育委員会		
開　会　日		平成２１年５月２６日（火）
開会時間		午後２時３０分～午後４時４８分
開会場所		佐賀市役所　大財別館　４－２会議室
出　席　者	委員	北島委員長　古賀委員　山下委員 山本委員　福島委員　田部井教育長
	事務局	吉村こども教育部長　大坪社会教育部長　古田教育総務課長　角学校教育課長　入部こども教育部副部長兼学事課長　久富こども教育部副理事兼こども課長　馬場社会教育課長　尾高社会教育部副部長兼文化振興課長　平川青少年課長　太田図書館長　貞富スポーツ振興課長　真島諸富教育課長　大坪富士教育課長　新郷大和教育課長　森田三瀬教育課長　西村川副教育課長　秀島東与賀教育課長　光岡久保田教育課長　三浦川原保育所長　野田城東保育所長　坂井若葉保育所長　古賀成章保育所長　岡本庄幼稚園長　黒木子育て支援センター長　今井教育総務副課長兼総務係長　古賀教育総務課教育政策係長
提出議案		1　佐賀市立幼稚園の管理運営に関する規則の制定について 2　佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画について 3　佐賀市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について 4　久保田公民館運営審議会委員及び大和生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について 5　佐賀市立公民館館長の任免について 6　佐賀市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について 7　佐賀市立スポーツパーク川副条例の一部を改正する条例について 8　佐賀市立川副運動広場条例の一部を改正する条例について
報告事項		①６月補正予算について ②平成２１年度重点プロジェクト実施計画について ③保育所・幼稚園等の取り組みについて ④友だち１００人できるかなキャンプを開催について
欠席委員		なし
傍聴者数		なし
報道関係者		なし
会議録作成者		教育総務課副課長　今井　剛

日程１　開会の宣告

（委員長）
　ただいまより、５月の定例会を開催いたしたいと思います。
　きょうは大変暑いようでございますから、上着をどうぞ脱いで参加していただきたいと思います。
　新聞等でも報じられましたとおり、新型インフルエンザが福岡のほうで発生をしたというふうなことでしたけど、以前想定の鳥インフルエンザということであるなら、即刻きょうは休校というふうな事態も当初から聞いておりまして、まさに強毒じゃなくて弱毒といいますか、そう大きな事故というか、そうではないなということで、ひとまず安心をしておるわけでございます。まだまだ患者のほうは増え続けておりますから、またいろんな変化もあるかと思いますけど、いろんな面でよろしくお願いを申し上げたいと思います。
　それから、せんだってＰＴＡのほうで参加をしていたときに、大変うれしいニュースで、佐賀市の南の中学校の学校の様子が前年度非常に心配を実はいたしておりましたけど、かなり新年度に入って好転をしてきつつあるというふうなお話をお聞きしました。それは学校の先生からも聞きましたし、ほかの方々からもちょっとお聞きをして、いわゆる学校の先生方、そしてＰＴＡ、当然のことながら学校教育課を中心とした皆様方のいろんな支援があってこそそういう方向に行ったんではないかなというふうに思うわけでございます。本当によかったなと。ただ、これまたいつどう変化するかということもまたわかりませんし、今後とも引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。
　最後になりましたけど、今日、実はちょっと私、公的な用事で３時半に、どうしても都合が悪いということで失礼させていただきたいと思います。かわりに職務代行の古賀委員のほうに代行をしていただくようにお願いをしております。よろしくお願いします。
　では、本日の日程につきましては、皆様方に配付しておりますとおりで進めさせていただきます。きょうは６人中６人の委員が出席をいたしておりますので、委員会は成立をいたしております。

日程２　会議録の承認

（委員長）
　では、日程２の会議録の報告をよろしくお願いいたします。

（教育総務副課長）
　４月２８日の教育委員会の会議録につきましては、５月２２日に委員の皆様のほうに配付しておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）
　皆様いかがでしょうか、何かお気づきの点がありましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。では、承認ということで進ませていただきます。

日程３　教育長報告

（委員長）
　では、次に日程３．教育長の報告ということでお願いをいたします。教育長よろしくどうぞお願いします。

（教育長）
４点申し上げます。１点目は、今冒頭委員長のお話にもありましたが、新型インフルエンザにかかわることでございます。
昨日、福岡県に帰郷といいましょうか、戻られましたアメリカ人の方が発症したということになりました。全国的には１都２府５県で３４８名とけさの新聞では載っておりました。福岡県では特段の対応はしないとの報道がなされております。それで、本日５月２６日付で、佐賀市教育委員会の新型インフルエンザ対策本部としましても、隣県での発症はあったものの、弱毒性であるということから、休校の措置はしないが、改めて予防のためのうがい、手洗い等の励行を指示したところでございます。５月２２日のときに、もし市内で１校に１人でも感染者が出た場合は、その学校は７日間の休校をするということと、感染者が各学校にそれぞれに出ているような状況になったならば、その段階では既に学校休校という措置は効果を示さないということで、当該学級、あるいは当該学年の学級学年単位の閉鎖ということを考えておるわけですが、今回は先ほど申し上げましたような理由で、平常の学校運営、あるいは保育園、幼稚園も運営されているところでございます。新型インフルエンザにつきましては以上でございます。
２点目は、まなざし運動に関してでございます。
５月２０日にまなざしリポーターの方の面接を行いました。全体で１５名の応募がありましたが、当日は諸般の理由で１１名の方が面接に応じられました。５月２２日選考しまして、現段階、５月２９日の日に委嘱状を交付する予定でおります。今回応募された方は、３０歳から６９歳の幅のある方で、各分野でご活躍されている方でございました。主婦の方、適応指導教室の指導員をやられている方、学校、幼稚園でボランティアをされている方、それから育児サークルにかかわっておられる方、読み聞かせをされている方等々でございました。５月２９日の日に委嘱をする予定でございます。
なお、５月２０日の午後には、このまなざし運動推進委員会を行いました。昨年度に引き続き、平成２１年度も「みんなであいさつ」、「笑顔で団らん」、「いっしょにごはん」と、この活動テーマで取り組んでいきましょうというところを確認いたしました。
また、２１年度の推進方針として、大きく３点を確認しました。広報活動を強めましょうということ。それから、先ほどのまなざしリポーターの力を借りながら、情報の収集と発信の強化、これを進めていきましょうと。そして３点目は、子どもの声を大人に届ける機会を提供していきましょうと、こういう推進方針を確認したところでございます。
なお、ことしの秋には推進大会をまた開催するということも考えております。
まなざし運動につきましては、以上でございます。
大きな３点目、世界遺産登録に関することでございます。
実は、本日２６日の午前中、総務委員会と文教福祉委員会の勉強会がございました。歴史まづくり課と教育委員会文化財課がこれまでの諸調査の経過の説明ですとか、登録までの流れですとか、今後の方針について説明をし、各議員さんから質問を受けたところでございます。
今後の方針につきましては、三重津海軍所跡の真実性を証明するために、佐野常民記念館の公園部分の発掘をこれから引き続き行うということがございます。それから、築地反射炉跡の発掘につきましては、日新小学校の１学期の給食等が終わった後、夏休みに入ったら発掘をしましょうというような今後の方針を説明しました。
なお、その際、今後必要となる経費についても説明をしたところでございます。
まだまだスパンの長いことで、平成２６年度ごろまで、準備をしていかなければならないということになっております。何しろ真実性ということで、どこに海軍所跡があったのかということを発掘調査しながら確固としたものを掘り出していきたいと思っています。
最後、４点目、学校施設のあり方検討委員会のご報告をします。
これは、今後学校が小規模化する、あるいは大きな規模の学校がある、こういう規模

の大小の中で、望ましい学校のあり方をどのように考えていったらよいか、それを人数面とそれから地域との関係と、通学距離、時間等の関係から総合的に考えていこうという委員会でございます。５月１９日に本年度の第１回目を行いました。この検討委員会の委員長は、昨年度に引き続きまして佐賀大学の田中豊治先生にお願いをしたところです。

今後のスケジュールですが、８月中に最終答申をいただく予定でおります。それに向けて、６月には宮崎県の五ヶ瀬町、ここは学校自体はそれぞれあるんですが、１カ所に集まって合同の授業をするという形で、小規模な環境を改善しているところです。

それから、大分県日田市、これは学校を統合して一定規模にしたところですが、これらの学校、自治体を６月に訪問します。７月には複式学級をしている市内の学校の保護者、住民の声を聞く予定にしております。松梅小、北山校、東部小が複式学級を取り入れておりますので、これらの学校の保護者、地域の方の声などを聞いて、８月に答申をいただき、この定例教育委員会に報告、そして９月議会へ報告という手続をとり、１１月には、この答申に基づき佐賀市教育委員会としての方針を確定するという流れでおります。こちらにつきましても、いろいろと課題も出てきますので、時間を要する中身でもあるなとは思っているところでございます。

本日の私からの報告ということで、以上４点を申し上げさせてもらいました。

以上です。

（委員長）

今４つの点につきましてご報告がありましたけど、ご質問等があればお願いいたします。

そこにも書いてありますけど、「みんなであいさつ」「笑顔で団らん」「いっしょにごはん」というのが、今教育委員会としての子どもへのまなざし運動のまなざしテーマでございますね。それで、今市長部局のほうで朝ラジ何とかというのをやっておりまして、それもかなりいろんなところでＰＲを今しているということで、これもまなざし運動の１つの考え方の中から恐らく出ているんじゃないかと。どっちかというと健康面のところでしょうけど、その辺の議論というか、すり合わせというか、そういうのは、向こうは何部が担当しているかはちょっとよく私も、確か健康何とか推進部ではないかと思うんですけど、その辺のところはどういうふうに今後なっていますか。

（教育長）

このテーマは教育委員会ではなくて、市民総参加子ども育成運動、まなざし運動全体のテーマです。

今度７月１２日の日に、ＮＨＫのラジオ体操を迎え入れるに当たって、「朝ラジまなざし朝ごはん」というのが、健康づくり課のほうを中心に、朝ラジというラジオ体操に向けてかなり焦点化したスローガンをつくって昨年度から普及しているということです。ですから、こちらが大きな傘です。そのもとに朝ラジを中心としたスローガンがあるということです。

（委員長）

まなざし運動の１つの委員会といいますか、推進の中ではこれを採択されて、健康のほうからこのまなざし運動のひとつとして、そういうことがあっていると、そういうものが打ち出されていると、こういう理解でよろしいですかね。

（教育長）

はい。

（委員長）
わかりました。その辺のところろちょっと、多少混同するような感じがしております。

（Ｂ委員）
今日のニュースで言っていたんですけれども、朝ごはんを食べる子どもと食べない子どもでは、非常に体のだるさを訴える子のパーセントが３倍ぐらい違うと。あるいはほかにもいらいらするというのが３倍ぐらい違う。朝ごはん食べない子がそういうふうに、食べる子に比べてそういうふうに情緒的な、あるいは教育的な面での問題が起こるということで報告されていましたので、そういうことも含めて何かいろいろ啓発の１つの事柄に加えていただければなと思います。

（教育長）
うちは毎年５年生だったでしょうかね、調査しておりまして、そこでの子どもの朝食摂取率というのはかなり高いです。ところが、何をもって朝食にするか、パンを一切れ食べても朝食ですという子もいますと、朝食をとってきたよとなってしまうんですね。ですから、やっぱりバランスのとれた朝食というのも１つ考えなくちゃいけないと思うんですが、ほとんど何も食べてこなかった子もいますけれども、摂取率は高いように思っております。また普及していきたいと思います。

（委員長）
はい、ありがとうございました。
では、議案のほうに移りたいと思います。

日程４　提出議案

（委員長）
第５号議案『佐賀市立幼稚園の管理運営に関する規則の制定について』ということでお願いいたします。

（こども教育部副理事兼こども課長）
こども課から説明いたします。１ページをお願いします。
この管理規則でございますけれども、学校その他教育機関は、施設や組織編成などの管理運営の基本的な事項について規則を定める必要があります。しかしながら、本庄幼稚園につきましては、１７年の合併以降未整備でありましたので、今回提案をするものであります。
２ページをのほうをお開き願います。
これは第４０条で構成をしております。主なものについて説明をいたします。
第２章の教育活動に関することといたしましては、第２条で教育課程の編成のことを規定しております。
それから、第４条では学期のこと、３学期制にするということを規定しております。
それから、３ページの第９条につきましては、教育時間の規定をしておりまして、１日の教育時間は４時間を標準とするという規定をしております。
次に、第３章の園児、職員等に関する規定でございますが、これは第１１条から第２６条まででございまして、第１１条におきましては、入園式及び卒園式のことを規定しております。
４ページをお開き願います。
第１４条におきましては、疾病等による出席停止ということで、感染症にかかった子どもにつきましては、出席を停止させることができる規定を設けております。
それから第１７条では、児童虐待の早期発見及び児童の保護の規定を設けておりま

す。
　それから、第２０条におきましては、園長、教頭、教諭の職務の規定をしております。
　それから、５ページに移りまして、第２１条におきましては、園長の職務の規定をしております。
　続きまして、第４章の分掌組織等に関することということで、これは第２７条から第３０条までになります。
　第２７条では職員会議の規定を設けております。
　それから、第２８条におきましては、幼稚園に学校評議員を置くことができるということで、学校評議員の規定をしております。
　続きまして、６ページのほうをお願いいたします。
　５章の服務に関すること、これは第３１条、第３２条に規定を設けております。
　それから、第６章といたしまして、管理及び運営に関することということで、第３３条から第３６条までございます。
　第３３条におきましては、幼稚園の経営方針の策定をする必要があるということを規定しております。それから、第３４条では、学校の評価の規定をしております。
　続きまして、７ページの第７章、施設設備等の管理に関することということで、これは第３７条、それから第３９条までに規定をしておりまして、第３８条におきましては、園長が防災の計画を作成する規定を設けております。
　それから、施行日は６月１日からということでしたいと思っております。この規則に関することは、簡単でございますけれども、以上でございます。

（委員長）
　今、第５号議案につきまして説明をいただきましたけど、せんだって勉強会のところでいろいろ説明をしていただいておりますから、何か追加でご質問があればどうぞお願いいたします。はい、どうぞ。

（Ｂ委員）
　こういう管理規則がきちんとつくられるというのは、やっぱり必然性がありますから当然していただきたいと私も思うんですが、この市立の幼稚園はこういうことで管理運営規則がつくられていますが、保育園については管理運営規則とかいうのはあるんですか、ないんですか、そこら辺はどうですか。

（こども教育部副理事兼こども課長）
　保育園にはこれと同じような管理規則は設けておりません。この法律があるからどうのこうのということじゃいかんのですけれども、これは学校ですので、これは法律によって定めるような規定になっております。そういうことで、今回きちっとしたものを整理したところでございます。

（Ｂ委員）
　だから、幼稚園は文部科学省の管轄ということで、この小学校に準じて服務規程をきちんと今回つくるということですね。

（こども教育部副理事兼こども課長）
　はい。

（Ｂ委員）
　はい、わかりました。
　保育園についてはつくらなくてもいいわけですね。そこら辺はどんなですか。

（こども教育部副理事兼こども課長）
こういうふうな形であったほうが望ましいとは思っております。

（Ｂ委員）
あったほうが望ましいなら、検討していただきたいと思うんですけどね。

（委員長）
まあ、そうですね、今までやっぱりなかったというのが逆に言えば不思議なんですよ、私たちから言わせれば。やっぱりいろんな組織を運営するに当たっては、どういうふうな方針で行くのかとか、どういうふうな規則によって、それぞれの職員が職務どおり動くかというふうな。特に園長先生のリーダーシップというのは、やっぱり今後大変大事な役目だろうと思います。それが今までなくても、それなりにやってられましたでしょうけど、恐らくそれがなかなか徹底しにくいという面も逆にあったんじゃないかというふうに思うわけですね。ですから、これをぜひ、幼稚園のほうは決められましたから、きちんと職員のほうに伝えていただくと。そしてそれを遂行していただくというのが大変大事なことだろうというふうに私は思っています。
また、保育所のほうにはいろいろ事情もあるでしょうから、もう少し検討をしていただいて、つくったほうがいいんじゃないかという委員さんの意見もございますから、検討をしていただければと思います。

（こども教育部副理事兼こども課長）
それでは、他市等の状況も調べてみたいと思います。

（委員長）
ほかにございませんでしょうか。――はい、なければ次へ行きます。承認ということで進ませていただきます。
第６号議案『佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画について』ということで、よろしくお願いいたします。

（こども教育部副理事兼こども課長）
別に「佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画」というのをお配りしておりますので、それで説明をさせていただきます。
まず、目次のほうをお開き願いたいと思います。
この計画は、第１章から第４章までで構成をしております。
第１章につきましては「計画の策定にあたって」ということで、趣旨、位置づけ、それから期間、対象等。
それから、第２章につきましては「ひとり親家庭等の現状と課題」ということで、これは、この計画をつくるに当たって、前もってアンケート調査をしております。そのことを記載しております。
それから、第３章の「総合的な支援の実現に向けて」ということで、ここが計画の中心になりますけれども、まず基本理念、それから基本目標、そして、この基本理念を実現するための具体的な個別事業等の展開ということでしております。
それから、最終の第４章につきましては「計画の円滑な推進に向けて」ということで、推進体制、それから進行管理について構成をしております。
まず、１ページのほうをお開き願いたいと思います。
「計画策定の趣旨」でございますけれども、これは国におきましては、ひとり親家庭の支援策を、経済支援を中心とした施策から就業支援を中心とした総合的な自立支援策へ方向転換をしております。このような状況を踏まえまして、本市におきましても、ひとり親家庭の自立を支援するための総合的な支援計画を策定することとしております。

それから、「計画の位置づけ」につきましては、これは母子及び寡婦福祉法の基本的な方針というのがございますので、それに即しまして、本市の支援計画を策定したところでございます。また、佐賀市次世代育成支援行動計画がございます。これの個別計画という位置づけもしております。

次の「計画策定の流れ」の(3)ですけれども、この計画を策定するに当たりましては、ひとり親家庭等総合支援計画検討委員会を設置しております。委員さんのメンバーにつきましては、50ページのほうに記載をしております。また、会議は５回開催をしておりまして、この内容につきましては資料の 49 ページのほうに記載をしております。そういうことで、委員さんたちにご審議をお願いして策定をしたところであります。

それから、パブリックコメントでございますが、これは４月 17 日から５月 18 日までの１カ月間実施いたしました。このことについては後ほどご説明をいたします。

続きまして、３ページをお願いします。

「計画の期間」ですけれども、これは平成 21 年度から 26 年度までの６年間といたします。

続きまして、４ページの「第２章　ひとり親家庭等の現状と課題」でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおりに、アンケート調査を実施しております。これは昨年度の８月に実施をしております。対象者、それから回収率等はそこに掲げているとおりでございます。

それから、この実際のアンケートの結果につきましては、６ページから 22 ページまで記載をしております。内容は、アンケート調査の結果と、それから課題について述べております。

続きまして、23 ページをお願いいたします。

「第３章　総合的な支援の実現に向けて」ということで、まず「基本理念」を掲げております。これは下から４行目、黒枠で囲んでおりますけれども、「“すべての子どもが自己の存在を肯定し、ひとみを輝かせながら将来の夢を語り、自分の家庭と親を誇りに思うまち”」、この実現に向けた環境づくりを目指していくこととしております。

次、24 ページの「基本目標」でございます。

これは今申し上げました基本理念を実現するために、６つの基本目標を掲げております。

基本目標の１番といたしまして、相談機能の強化・情報提供の充実。

基本目標の２番目といたしまして、環境変化に対するサポートの充実。

それから、３番目といたしまして、子育て・生活支援の充実。

４番目が就業支援体制の確立。

５番目といたしまして、養育費確保の推進。

６番目といたしまして、経済的支援の推進を掲げております。

この６本の基本目標を掲げておりまして、基本目標１と２につきましては、アンケート調査をいたしまして、その結果から見えてくる問題点がございました。そういうことで、まず初めの１につきましては、アンケート調査の中で、このひとり親家庭に向けた支援策等についてなかなかわからないとか知らないとか、そういうふうなアンケート結果が多うございました。そういうことで基本目標を掲げております。それから、２につきましても、同じくアンケート調査からでございますけれども、ひとり親の家庭につきましては、健康面、それから精神面でいろんな問題を抱えているというふうなアンケート結果がございました。そういうことで、環境変化に対するサポートの充実ということで、この２つにつきましては、市独自の基本目標を掲げております。３から６につきましては、国の指針に沿って基本目標を掲げているところでございます。

続きまして、25 ページをお願いします。

「継続的な関わりの実現」ということで、本市におきましては、支援を必要とする家庭に対しまして、継続的かつ段階に応じたかかわりを実現するように努めていきたいというふうに考えております。そういうことで、ここに書いておりますのは離婚を例とし

て記載をしております。離婚の前の段階からずっとかかわっていくというようなことでこういうふうなイメージを書いております。
続きまして、26ページの「事業の体系」でございます。
これは６つの基本目標ごとに施策を設けております。また、その施策の下に個別事業を掲げておるところでございます。
続きまして、28ページをお願いいたします。
28ページは「個別事業の展開」ということで、これは28ページから45ページまで掲載をしております。
基本目標の１から６を達成するための個別事業の内容、方向性、担当課を記載しております。主なものについて簡単に説明をさせていただきます。
まず、「基本目標（１）相談機能の強化・情報提供の充実」でございますが、これはすべての支援制度の根幹となるのは、市民が必要とするときに必要な支援策を受けることができる環境であります。困ったときに気軽に相談できる人や窓口が身近にあることが安心感にもつながります。そのための相談機能の強化と情報提供の充実に努めていくよう各事業を記載しております。
その中で、施策アの「利用しやすい相談窓口の整備」でございますけれども、こども課には家庭児童相談室がございます。昨年度まではそこに相談員５名を配置しておりましたけれども、今年度からは１名増をいたしまして、６人体制をしております。そして、そこの中で（ア）ひとり親家庭相談、それから（イ）離婚前からの相談、（ウ）望まない妊娠・出産に関する相談、これらの相談体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。また、メールでの相談対応も行っていきます。
それから次に、31ページをお開き願います。この施策ウの（ア）ひとり親家庭等のハンドブックの作成でございます。これにつきましては、ひとり親家庭が必要とする制度や手続等の情報につきまして、幅広く、わかりやすい形で掲載をした佐賀市独自のハンドブックを作成して、この制度の周知を図っていきたいというふうに考えております。
次に、32ページの「基本目標（２）環境変化に対するサポートの充実」でございます。これはアンケート調査結果から、ひとり親家庭の親は、メンタル面を含め健康面で不安を抱えております。そういうことで、この充実を図っていきたいというふうに考えております。この中で申しますと、中ほど下のほうになりますけれども、施策イの（イ）ひとり親家庭の交流の促進、これも新規事業でございますけれども、ひとり親家庭が抱える不安や悩みの緩和を目指しまして、ひとり親同士が気兼ねなく交流できる場をＮＰＯなどの市民活動団体の協力を受けて、このような場を創設していきたいというふうに考えております。
それから、33ページをお開き願います。
施策ウの（ア）早期相談の促進でございます。これはひとり親家庭が悩みを長く抱え続けることがないように、市報や、あるいはまた子育てガイドブックなどで相談窓口の周知をし、早期の相談を促していきたいというふうに考えております。
次に、34ページの「基本目標（３）子育て・生活支援の充実」、これは34ページから37ページになりますが、これは安心して子育て、仕事ができる支援サービスの整備を行うための事業を記載しておるところでございます。さまざまな保育需要に対応するための保育サービスや、親の疾病や急な用事の際利用できる事業の充実を図っていく事業をここに掲げております。
続きまして、38ページをお願いします。
「就業支援体制の確立」でございます。ここは特に母子家庭への就業支援体制の整備を行うことを記載しております。この中で、施策アの（ア）母子自立支援プログラム事業でございます。これも今年度からの新規事業でございますけれども、児童扶養手当受給者のよりよい就業のために、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定いたしまして、就業支援を行っていきます。
それからまた、これまでもやってきておりますけれども、38ページのイの（ア）と（イ）

でございますけれども、能力開発、それからまた、資格取得のための支援を引き続き実施をしていくところでございます。
　続きまして、40ページをお願いいたします。
　「基本目標（５）養育費確保の推進」でございます。これは40ページから41ページになります。
　ここは親の扶養義務の履行を促す啓発、法的手段に対する情報を提供いたしまして、養育費の確保の推進を行っていきます。このことについて記載をしております。
　続きまして、42ページの「基本目標（６）経済的支援の推進」、これは42ページから45ページまで掲載をしております。
　ひとり親家庭につきましては、経済的に厳しい状況の家庭が多いのが実態でございます。しかしながら、このことが子どもの健全な育成に影を落とすことがないよう、金銭給付制度や軽減措置の周知、それから、借金を抱えた家庭も結構多うございます。そういうことで、債務問題の解決に向けた支援を行っていきます。このようなことをこの基本目標（６）の中では掲げております。
　それから次、46ページの「第４章　計画の円滑な推進に向けて」ということでございますけれども、この計画の進行を管理するために庁内関係課及び関係機関と連携会議を毎年開催をすることといたします。また、毎年アンケート調査を実施いたしまして、計画の円滑な推進を図っていきたいというふうに考えております。
　以上が、ひとり親家庭の計画でございます。
　それから、パブリックコメントを実施いたしましたので、このことについて簡単に説明をしたいと思います。このことにつきましては、一枚紙できょうまた別に配付をしております。これをごらんいただきたいと思います。
　４月17日から５月18日まで１カ月間パブリックコメントを実施いたしまして、２人の方から２件の意見がございました。このことについては、そこに２件書いております。
　１件目は、子育てや就労を支えているのは祖母の存在が大きい。家庭を支える重要な役割を担っているということ。それから、もう１件につきましては、児童扶養手当の虚偽の申請をしている人に対する厳正な審査を行うことというような２つの意見が出ております。しかしながら、この意見につきましては、直接計画に反映をするものではありませんので、ご意見につきましては、市の意見を公表して、この計画については反映をしないこととしたいというふうに考えております。
　それから、このひとり親家庭支援計画の今後のスケジュールでございますけれども、きょう審議をしていただいた後、６月議会に報告をして、この計画を公表していきたいというふうに考えております。
　以上でございます。

（委員長）
　ありがとうございました。
　第６号議案につきまして、説明をいただきました。これもせんだっての勉強会のときにかなり詳しく説明をいただきましたから、何かその後お気づきになった点がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

（Ａ委員）
　意見なんですが、前回、勉強会でも申し上げたんですが、ひとり親家庭の支援というふうに、そこだけをクローズアップしていくと、場合によっては子育てが困難な家庭で、ひとり親家庭の支援が欲しくて離婚してしまうんですね。そういうふうに流れていってしまう可能性があると思うんです。なので、ひとり親家庭の支援ももちろん大事で、これ自体は非常に賛成なんですが、子育て世帯を支援するという視点で、利用できる制度を周知したりとか、佐賀市として子育て世帯をこういうふうに支援しますということを全体として計画をつくると。その中で、ひとり親家庭の支援はこういうものですという

ことで、全体の子育て支援の枠組みの中で、ひとり親家庭の支援もあるという形で打ち出していかないといけないなと、それは今後の課題だと思うんですけれども、これからそういう取り組みをしていきたいと考えています。目の前の経済的な困難で、そのときの事情だけで離婚してしまうということもよく相談を受けるんですけれど、数年たってみると、やっぱり家族がばらばらになることで、長い目で見るとやっぱり悪い影響もどんどん出てくるからですね。家庭が家庭として維持できるように、子育て世帯の支援、それを打ち出していってほしいなと思います。

この計画の中で、実施されているものの中には、ひとり親でなくても子育て世帯として受けられるサービスもかなりあると思うので、その辺はまたひとり親でなくても利用できるものには、ちょっとまた印をつけるとか、何かそういう形ででも広報していただけたらなと思うんですが。

（委員長）
今のそれについてどうぞ。

（こども教育部副理事兼こども課長）
子育て家庭の支援があって、ひとり親家庭の支援もということでございます。そのとおりでございまして、佐賀市におきましても、子育て世帯への支援策といたしましては、佐賀市次世代育成支援行動計画というのがございます。これは子育て世帯に対する支援策で、全体を網羅した部分でございます。その中に、基本事業の１つにひとり親家庭の支援というのもございます。そういうことで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、この次世代育成支援行動計画の１つの個別計画という位置づけで、今回のひとり親家庭の支援計画は位置づけをしていっております。

個別事業につきましても、先ほどずっと説明いたしましたけれども、ひとり親だけに対する支援というのは、確かにごくごく一部でございまして、ほとんどが子育て家庭への支援策でございます。そういうことで、大きなくくりは次世代育成支援の行動計画でございます。

（委員長）
ほかにございませんか。はい、どうぞ。

（Ｂ委員）
これも私は勉強会のときに言ったんですが、こういうふうにいい計画案といいますか、こういうものができたときに、それをやっぱり、こんなことがあるのかというふうに多くの市民の方がですね、要するに知ると。そして、当事者がなかなか相談しにくいのを周りの人が応援できるような、そういうような情報の伝え方といいますか、そういうネットワークづくりといいますか、ぜひそういうこともお願いしたいと、そういうことも準備していただければなと。広報も含め啓発、あるいは窓口での対応のあり方ですね、そういうことも含めて、心温かなサポート体制をぜひつくっていただきたいとお願いします。

（委員長）
ほかにございませんか。はい、どうぞ。

（Ｄ委員）
内容的に継続されている分のプランが割合的には多いんでしょう、現在。

（こども教育部副理事兼こども課長）
そうです。

（Ｄ委員）
なおかつこういうプラン、計画が出るということは、やはり担当になっている方の横のつながりをちゃんと、何というか当事者を前に置いて広めてもらわないと、これはこちらのほうにというぐあいに、スムーズにそちらのほうに移行できるように、担当の職員の方の研修のほうもしっかりしていただかないことにはいけないと思いますので、その辺もよろしくお願いいたします。

（こども教育部副理事兼こども課長）
これにつきましては、第４章の計画の円滑な推進に向けてというところにもちょっと記載をしておりますけれども、庁内の関係課、関係機関との連携会議というのを今後定期的に開催しながら、横の連携は図っていきたいというふうに考えております。

（委員長）
ありがとうございました。ほかにございませんか。
いずれにしても、このアンケートの中で約2,800名ぐらいの方がひとり親であるということですね。その中でも50％ぐらいしか、逆に回収が来ていないということは、まだまだなかなかこの辺のところが難しい面が、伝えるのに難しい面があるだろうなと思います。特に各部、課がそれぞれ分かれて遂行する項目でもありますし、きょうはたまたま園・所長さんがお見えになっておりますから、ぜひ恐らく、その家庭もたくさんあるだろうなというふうに思いますから、その辺の手助けのほうもですね、お伝えのほうもよろしくお願いを申し上げたいと思います。
ほかになければ、承認ということでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
では、次に進ませていただきます。
第７号議案『佐賀市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について』ということで、どうぞお願いします。

（社会教育課長）
佐賀市公民館条例の改正については、公布の日から施行するとしており、さらに教育委員会規則で定める日から施行するとしております。
このたび、７月１１日の三瀬公民館開館に伴い、施行日を７月１１日とする旨、お願いするものです。
なお、この日、７月１１日に落成式を予定しておりますので、詳細につきましては来月の委員会で提案しますので、よろしくお願いします。
以上です。

（委員長）
今、第７号議案について説明がありましたけど、これはよろしいですか。何かご不明があればお願いします。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
では、承認ということで進ませていただきます。
第８号議案『久保田公民館運営審議会委員及び大和生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について』ということでお願いします。はい、どうぞ。

（社会教育課長）
先月、合併した旧町村に設置している公民館やセンターの運営審議会委員についてお願いしましたが、さらに１公民館と１センターの新たな委員の委嘱をお願いするものです。
久保田公民館の運営審議会委員は、公民館分館の会長さんがＥさんからＦさんに役が

わりをしたということ。それから、大和生涯学習センターの運営審議会委員さんは、Ｇ先生がおやめになってＨ先生にかわられたこと、町内校長会のほうから選んでいただきまして選任されました。それから、大和生涯学習センターのＰＴＡの代表は、Ｉさんから Ｊさんにかわりましたので、新たに委嘱をお願いするものです。
　全委員さんの名簿は、１４、１５ページに載せておりますので、ご覧ください。
　以上です。

（委員長）
　人事の変更によって、審議会委員が変更になるということでございますけど、何かご質問あれば、どうぞお願いいたします。よろしいですか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
　なければ、承認ということで、次に行きます。
　第９号議案『佐賀市立公民館館長の任免について』ということで、どうぞお願いします。

（社会教育課長）
　兵庫と鍋島公民館館長の辞任に伴い公募をいたしましたところ、総人数１９名の応募があって、４月３０日締め切りで作文を応募し、５月１４日、面接評価を行いました。
　兵庫に関しては、Ｋさん、６９歳。鍋島公民館に関しては、Ｌさん、６７歳のお２人が選任されました。任用は、平成２１年６月１日から平成２３年３月３１日であり、前館長の残任期間となっております。
　それでもって、私の２館の館長の兼務を、４月１日からしておりました兼務を解く提案をするものです。

（委員長）
　第９号議案の佐賀市立公民館館長、２館の任免でございますけど、いかがでございますでしょうか。

（Ｂ委員）
　任期はいつまでですか、残りは。

（社会教育課長）
　２３年の３月３１日までです。

（Ｂ委員）
　お２人ともですね。

（社会教育課長）
　はい、そうです。

（委員長）
　よろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
　では、承認ということで進ませていただきます。
　第１０号議案『佐賀市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について』ということで、お願いします。
（図書館長）
　第１０号議案ですけれども、これは先ほど第７号議案で、三瀬公民館の開設の話がありましたけれども、この三瀬公民館の改築に伴いまして、図書館の三瀬館を開設するも

のです。それの施行期日を、同じく７月１１日ということでお願いをするものです。
以上です。

（委員長）
今のご説明、ご不明があれば、どうぞお願いいたします。よろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
では、承認ということで進ませていただきます。
第１１号議案『佐賀市立スポーツパーク川副条例の一部を改正する条例について』ということで、お願いします。はい、どうぞ。

（スポーツ振興課長）
済みません、委員長。第１２号議案も類似する案件ですので、一緒に説明させていただいてよろしいでしょうか。

（委員長）
はい、どうぞ。お願いいたします。

（スポーツ振興課長）
それでは、２０ページのほうお願いいたします。
第１１号議案につきましては、スポーツパーク川副の条例の一部を改正いたしまして、スポーツパーク川副に指定管理者制度を導入するための条例改正の案でございます。
２１ページのほうをご覧いただきたいと思います。
改正理由としては、先ほど申し上げましたように、指定管理者制度を導入するための条文改正でございます。
２．改正内容でございますが、次のページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。
左側に現行、右側に改正案を載せております。現行の委任規定の第１４条を、改正案の一番下の第１８条に移行いたしまして、あと、第１４条、第１５条、第１６条、第１７条を加えるというような改正をしたいと考えております。
２１ページのほうに戻っていただきまして、第１４条ですけれども、これはスポーツ施設、これはスポーツパーク川副のことを示しますが、それに指定管理者に、その管理を任せることができると、行わせることができる規定を設けるものでございます。
それから、第１５条については、指定管理者に行わせる業務の範囲を規定しております。
それから、第１６条ですけれども、利用料金制度の導入でありまして、指定管理者になった者については、利用料金を徴収、収入として収受することができる規定を設けるものでございます。第２項につきましては、スポーツ施設を利用する人については、指定管理者のほうに利用料金を支払うことになるということの規定でございます。それから、第３項でございますが、これについては、利用料金については市長が定める範囲内で徴収ができるという規定でございます。それから、第４項でございますが、これについては指定管理者に免除、減免、それから還付の権限も与えるという条項でございます。
それから、第１７条でございますが、準用規定でございますけれども、第４条については使用の許可、第５条については使用の制限、第９条については使用の許可の取り消しでございますが、これについても市長または市にかわって指定管理者に任せると、読みかえ規定でございます。
３の施行日でございますが、公布の日から施行ということで考えております。
続きまして、２３ページのほうをご覧いただきたいと思います。
第１２号議案ですが、これは川副運動広場の条例の一部を改正して、これについても

指定管理者制度を導入するための条例改正の案でございます。
　２４ページ、２５ページに説明書きをしておりますが、先ほどのスポーツパーク川副のほうとほとんど変わりはございません。ただ、運動広場につきましては、使用料を徴収しておりませんので、その規定が先ほどのスポーツパーク川副と違って、ないという違いがございます。ほかは同じでございます。
　以上でございます。

（委員長）
　ありがとうございました。
　第１１号議案と第１２号議案、関連をしておりましたから一緒に説明をいただきました。これにつきまして、これもちょっと勉強会で、前回出ましたから、多分ご理解いただいていると思いますけど、何か追加のご質問があれば、どうぞお願いいたします。よろしいですか。どうぞ。

（Ｂ委員）
　この条例の改正については異議ありませんが、佐賀市に公園等々に遊具がありますよね。例えば、神野公園も遊具がありますし、その遊具の管理ですね、あるいは壊れかけているとか、そういうふうな確認ですね、あるいは整備、そこら辺のことはどういうふうなプランになって、どういうように実施がされているか、そこら辺の説明を。ちょっと今回じゃなくてもいいですので、いつか説明をですね、どういうふうに、何年ごとにやっているのか、どこがどうやっているとか、そういうことも、何か、いつかしていただけないかなと思います。

（委員長）
　はい、どうぞ。

（社会教育部長）
　公園のですね、先ほど言われたような遊具の修理とか、そういった部分については、担当が建設部の緑化推進課のほうが所管しておりますので、そちらのほうに後ほど尋ねて、また次の委員会の中でも、どういう考え方でされているかをご説明していきたいと思います。

（Ｂ委員）
　子どもが使ったりするときに、けががあったりすると大変なことになるものだから、そういうことも含めて確認をしていただきたいなと思います。

（委員長）
　はい、ではよろしくお願いいたします。ほかにございませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　じゃあ、ないようでしたら、第１１号議案、第１２号議案、承認ということでよろしいですか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
　じゃあ、承認ということで進ませていただきます。
　大変済みませんけど、私ここで交代ということで、古賀委員、あとよろしくお願いします。

（委員長職務代理者）
　では、以下のことについては、私のほうで代行をさせていただきます。

日程５　報告事項

（委員長職務代理者）
　次に、日程５の報告事項に入りたいと思います。
　報告事項の①「６月補正予算」について、各所管からお願いいたします。

（教育総務課長）
　全体的なお話ですけど、今回の６月補正予算は、大きく言いますと２本立てになっております。１つは、本編の資料についております、２６ページ以下の事業なんですけれども、これが通常的に６月補正予算として上げている分です。
　それともう１つが、お手元にきょう、予算の説明資料ということで２枚紙を、一覧表になったものをつけております。こちらのほうが、現在の非常に世界的な不況を受けて、国のほうの緊急経済対策を反映したもので、これと２本立てというのが今回の６月補正であります。
　それで、全体的に申しますと、通常部分が歳出予算ベースで１億１，３００万円程度で、経済対策分が８億８，７００万円程度、合わせて約２億円の追加補正予算ということになっております。
　それではまず、通常分といいますか、２６ページに記載しております事業から順次、各課のほうから説明をしていきたいと思います。
　まず、教育総務課分ですが、歳出の事業名称でいきますと、特色ある学校運営推進事業ということで２５８万１，０００円をお願いしているところです。
　詳しい資料は２７ページになります。
　この事業は、大きくは２本立てになっておりまして、右の事業の概要の欄で、テーマの欄に巨瀬小学校、高木瀬小学校、川上小学校、三瀬中学校と、この４つの学校が取り組む事業、これが魅力ある学校づくり実践事業ということで、合わせて１７０万円ほど予算をお願いしております。これは、地域の環境ですとか、児童・生徒の実態等、地域の実情に応じた学校運営のあり方を探るための研究を行うもので、今年度、モデル校としてこの学校を選んでおります。
　それから、下のほうに、一番下の四角いしるしですけれども、成章中学校以下、７学校を上げております。これは、小規模学級ですとか、チーム・ティーチングの選択制の導入を行っている中学校が取り組む事業となっておりまして、内容といたしましては、中１ギャップ等による不登校対策ですとか、学力向上のための指導体制等を構築するため、実践を通した調査研究を行うという内容になっております。これは、１校当たり１２万５，０００円の７校分ということで、８７万５，０００円、合わせまして２５８万１，０００円という内容になっております。

（学校教育課長）
　学校教育課のご説明申し上げます。
　まず１つは、英語指導助手派遣事業にかかわる減額でございます。
　内容的には、英語指導助手、ＪＥＴという組織から派遣されている者が佐賀市に４名おりますけれども、このうち２名が７月末までで米国に帰国いたします。それと入れかわりに、今度は民間の派遣会社のインタラックというところがございまして、そちらと契約を結んでおります。そちらのほうからは、現在６名派遣をしていただいているところですが、インタラックから６名来ている者をプラス３名増で９名にします。ＪＥＴのほうからの派遣が４名から２名になり、インタラックのほうからが６名から９名になります。大きく違うのが、この民間派遣会社は、福岡に支店がございますけれども、そちらのほうは英語指導助手を帰国させたり、あるいは入国させたりということはございません。福岡の支店と契約いたしてのやりとりでございます。佐賀のほうに派遣をしていただきますので、大きく渡航費が要らないというメリットがございます。今回は２人、

ＪＥＴから派遣されている者が帰国いたしますので、その帰国旅費が１つ大きなものがあります。それと、その帰国する２名の報酬が、今回、減となります。あと家賃とかそういったものを全部含めまして減額しますけれども、それとまた入れかわりに、インタラックから３名派遣ということで相殺をいたしまして、１５２万５，０００円の減額です。

それからあと、雑入が小さな部分でございますけど、これはＪＥＴから派遣されていた者２名の、本人から取っている自己負担分、あるいは保険料等の減額でございます。

それから次に、原子力・エネルギー教育支援事業、これにつきましては当初予算には勧興小学校の６年生を対象としたエネルギー学習、発電を学ぶ学習について、実験用具等を計上しておりました。今回、新たに城南中学校がエネルギー学習ということで、武雄市にございます宇宙科学館でのエネルギーにかかわる講義を受けるためのバスの借り上げ、宇宙科学館への入館料、この分で増額をお願いしているところです。

それからあと、研究指定の委嘱ということで、県の委託金、３校分、追加補正をお願いしているところです。その３校とは、北山校、それから若楠小、諸富中の３校でございます。

北山につきましては、継続事業であります僻地教育の研究指定の増額をお願いしているところですけれども、これは主に東京への出張旅費、１名から４名への増の分でございます。

それから、若楠小学校については、新規で外国語活動の教育研究を今年度から進めていきます。外国語活動にかかわる先進校視察、あるいは外国語活動に必要な教材・教具等の消耗品等の整備、そういったものが含まれます。

諸富中学校の新規の研究指定校にかかわる委託金でございますが、６９万４，０００円。これにつきましては、新学習指導要領における武道、あるいはダンスの必修化に伴って、諸富中学校で先進的に武道必修化に向けた研究を行っていただくものでございます。諸富中学校では、柔道を武道必修化に向けた研究の対象として教育研究を進めていただきますが、６９万４，０００円の主なものといたしましては、柔道着の購入、柔道マットの購入、そしてあと先進校視察等の旅費等がございます。

以上でございます。

（こども教育部副長兼学事課長）

続きまして、学事課の分です。２６ページをお願いします。

学事課のほうは、理科教育振興費を上げております。

右のほうに書いておりますとおり、国庫補助の要綱が改定されまして、新学習指導要領の移行期間中においては少額設備が国庫補助の対象になったことから、教材費の一部を理科教育振興費に組み替えて事業費の増額をするものでございます。

これまで、通常であればこの国庫補助を活用するためには設備の単価の下限がございました。小学校については１万円、中学校については２万円。これ以上のものが国庫補助の対象になっていたわけでございますけれども、新学習指導要領が全面改正されるまでの間の時限措置として下限が撤廃され、つまり１万円以下であっても国庫補助の対象になりましたので、教材費の一部を組み替えて事業費の増額を行うものでございます。

以上です

（こども教育部副理事兼こども課長）

続きまして、こども課です。

私立保育園整備助成経費、１億７００万円強のものでございます。

これは、川副町にありますみなみ保育園の改築工事に対しての補助でございます。みなみ保育園は、昭和５５年に建築をされておりまして、築２７年を経過、老朽化と地盤沈下が進んでおります。そのため、これは移転改築を行うものです。なお、定員は９０名でございます。

以上でございます。

（社会教育課長）
続きまして、社会教育課です。
コミュニティ助成事業について説明申し上げますが、コミュニティ助成事業は宝くじの収入を財源として、自治総合センターがコミュニティ活動に必要なものとして決定した事業に助成を行うものでございます。
ことしは、次の３５ページに上げていますように、新栄の坂井自治会の公民館と、それから大和の大和太鼓を上げておりますが、鍋島校区の太鼓、葉隠クラブだけが採択されました。そのお金でございます。

（教育総務課長）
お手元に配付しております２枚の資料です。
ちょっと順番が多分、社会教育部が上になっているかと思いますけど、２枚目のこども教育部のほうから済みません、お願いいたします。
教育総務課分ですが、まず１つ目が、施設改修の中で、屋上の防水改修を行います。建設して２０年以上たった陸屋根の防水幕が２０年以上経過して劣化しておりますので、これを断熱効果のある防水断熱塗装を行って、教育環境を向上させると、夏場の非常に暑い時期にも対応したいというふうに考えております。小学校９校、中学校４校で実施をしたいと考えております。
それから、もう一つ、施設改修費なんですが、これは合併以前の大和町の川上小学校と大和中学校が建設された際に電波障害が起きた地域がありまして、そこに対して当時、地上波用の共同受信アンテナを設置して、映りが悪くなった難視聴のところに設置をしておりました。ただ、今回、地上デジタル放送にかわっていくということで、既にデジタル放送のテレビを買われたんですが、デジタル放送が映らないというような要望もあっておりますので、緊急にこのお金を使いまして対応したいということで考えております。川上小学校と大和中学校地区です。
それから、次が学校トイレの洋式化ということで上げております。まだ各学校、洋式便所が設置数が非常に少ないというところがありまして、できるだけふやしていきたいということで、各階の男女トイレに少なくとも１カ所ずつはつくっていきたいというふうに考えております。そして今回、小学校においては１６校で各１０５カ所、中学校では８校の８２カ所を考えております。
それから、その次の学校施設耐震度調査経費です。これはコンクリート強度１３．５Ｎ未満の校舎、屋内運動場の調査、老朽化の調査などを行って、今後の改築計画を効率よく進めていきたいということで考えております。小学校の６校舎と屋内運動場５校で５体育館です。
それから、市民総参加子ども育成運動経費、これは当初予算でも幾らか措置しておりますけれども、今回、先ほど教育長から申しましたように、まなざしリポーターを活用して広報活動を充実させようということで、既決の予算では市報の４回分の印刷費等がついておりましたけれども、さらに別途市報以外に広報紙を作成して、１回当たり３万部を作成して、５回ほど小・中学校の保護者ですとか、自治会の回覧用に配付をしたいというふうに考えております。
以上、教育総務課は５事業、２億４，０００万円ほどをお願いしております。

（委員長職務代理者）
次、お願います。

（学校教育課長）
学校教育課のほうからは、図書整備費で、今回の経済対策の臨時交付金でお願いをし

ているところです。佐賀市内で文部科学省が定めております図書の標準冊数に満たない学校が小学校で１８校、中学校で１３校ございます。また、標準冊数に満たない学校だけの平均の充足率、標準冊数に照らし合わせた充足率を見ますと、小学校１８校は、８８．７％でございます。それから、中学校１３校の平均の充足率は８１．１％でございます。今回のこの臨時交付金を利用いたしまして、すべて１００％というわけにはいきませんが、小学校は９５％をめどに、中学校は９０％をめどとして今回整備を進めていきたいと考えております。

今回の臨時交付金により、すべての小学校が９５％以上、中学校は９０％以上を達成できると見込んでおります。小学校は１，０００万円、中学校は１，５００万円、計２，５００万円でお願いをしているところです。

以上です。

（委員長職務代理者）

学事課お願いします。

（こども教育部副長兼学事課長）

学事課ですが、まず１つは、新ＪＩＳ規格机いすの購入でございます。このＪＩＳ規格の改正が平成１１年度に行われておりまして、佐賀市では１４年度から更新計画に基づきまして順次更新を行っております。平成２２年度で更新計画は完了する予定でございましたけれども、今回前倒しで更新整備を行うものでございます。

それから、その下の水道節水機の設置委託でございますが、節水機をつけていない学校に対して節水装置をつけまして、水の削減を図るものでございます。

それから、新学習指導要領による理科実験機器等の購入でございますけれども、学習指導要領の改訂に伴いまして、新たに必要となった設備の整備や、それから、老朽化した設備の更新など、理科教育設備の整備を図るものでございます。

それから、一番下でございますけれども、平成２１年度中にリース期間が満了する小・中学校の児童用、生徒用パソコンに対しまして、購入による更新を行うものでございます。

学事課は以上です。

（委員長職務代理者）

では、こども課お願いします。

（こども教育部副理事兼こども課長）

児童クラブ運営経費でございますが、これは、神野児童クラブ館の周辺が公共下水道が供用開始をされております。そういうことで、下水道の接続工事とトイレ改修に要する経費が５３０万円ほどでございます。

次に、児童クラブ規模適正化経費でございますが、これは７１人以上の大規模校につきましては、分割をする必要がございます。高木瀬につきまして、２分割をするということでございます。現在の児童クラブが老朽化をしております。これを現在の場所に改築をいたしまして、２階建てのクラブを建設する経費でございます。

次に、認可外保育施設児童安全対策経費、これは認可外保育施設の安全対策のための施設整備に要する経費の補助を行うものでございます。現在、県へ認可外保育施設の設置届けがあっているのが２１園でございますので、この２１園すべてに対しまして１５万円の補助を行う予定をしております。

次に、公立保育所管理運営経費でございますが、１つは城東保育所の空調に要する経費８８万円、それと４つの保育所の保育に必要な備品の整備を行うものであります。

最後の一般管理運営費（幼稚園費）、これは本庄幼稚園の遊具の整備、すべり台をつけかえることにしております。

以上でございます。

（委員長職務代理者）
続きまして、社会教育課お願いします。

（社会教育課長）
公民館費として神野公民館、先ほど説明がありました神野児童クラブとほとんど同じ場所にありますので、まだ下水道に接続しておりませんでした。下水道切りかえに伴う浄化槽の清掃と下水道接続工事として１３６万６，０００円お願いしております。
それともう一つ、西与賀コミュニティセンターの建築後１７年が経過し、空調関係の老朽化が著しく、保守点検で数年前から指摘を受けておりました。そのつけかえの分と、同じく天体望遠鏡の支援システムについて、天体にある星を見つけることは大変難しゅうございまして、それがパソコンをつけて検索をすることで可能になるということで、この金額をお願いしております。合計１，２８６万６，０００円です。

（委員長職務代理者）
じゃ、文化振興課お願いします。

（社会教育部副部長兼文化振興課長）
最初に、文化財保存管理経費ということで６５万円計上しております。これは老朽化した文化財の説明板を４カ所新たに改修するという費用でございます。
それから、２番目の埋蔵文化財収蔵施設整備事業でございます。内容としましては、旧共立病院第二病棟を文化財収蔵施設として活用するというものです。合併前に富士町に大和町と富士町でつくった共立病院がございましたが、合併前に富士大和温泉病院として、ずっと南のほうに移転しており、旧共立病院がずっと空き家になっておりました。そこで、佐賀市としてどう活用していくかというような協議が市でありまして、第一病棟は解体をして、第二病棟を文化財の収蔵施設として利用するという方針が固まりましたので、今回、改修費用として２，４３０万円計上するものです。
続きまして、市民会館・文化会館施設改修事業ということで、今回、文化会館のイベントホールの調光装置の更新と、それから空調設備の更新工事を行うようにしております。金額は９，２００万円、合わせて１億１，６００万円程度要求をしております。

（委員長職務代理者）
図書館お願いします。

（図書館長）
図書館では、施設管理費の特別分ということで、図書館本館のほうに太陽光発電施設整備を行うということで、５，０００万円お願いをしております。これは１９９０年を基準年として、２００８年から２０１２年までの間に、地球温暖化に影響している二酸化炭素の排出量を日本は６％削減するということで目標を掲げております。そういうこともありまして、クリーンエネルギーをＰＲするということで、市にモデル的に図書館のほうに設置をするものです。大体規模としては５０キロワット程度ということで、年間、節電効果が大体１００万程度じゃないかなと思っております。
それと、市立図書館空調設備更新経費１，９８０万円ですけれども、これは市立図書館の本館が建築して１４年になっております。そういうことで、空調設備を監視するシステムが非常に老朽化をしておりまして、毎年、補修備品の交換を行っております。この部品の交換が前のものでなかなか困難ということもありまして、今回新たにこのシステムを更新するものです。
それと、次の図書館資料整備費の中で、公民館図書室用団体貸出パックということで

５００万円お願いをしております。これは昨年度図書館サービス計画を策定しております。そういう中で、これからなかなか分室等が設置できないということもありまして、そういう分室の未設置の地区の公民館に対してセット貸し出しをするということで今回５００万円をお願いしております。計７，４８０万円を図書館のほうではお願いをしております。
以上です。

（委員長職務代理者）
じゃ、青少年課お願いします。

（青少年課長）
これは以前から指摘があっておりました、古くなった受電設備の改修工事で９５万円お願いするものであります。
以上です。

（委員長職務代理者）
じゃ、スポーツ振興課お願いします。

（スポーツ振興課長）
スポーツ振興課のほうからは、老朽化したスポーツ施設設備の改修等にかかる経費を計上させていただいております。勤労者体育センターについては、２つございます。まず１つ目は、２階の作業用通路に危険防止のための手すりを設置する工事でございます。２００万円計上しております。それから、下水道に接続する工事として４５０万円を計上しております。
それから、下の２つですけれども、富士運動広場、それから富士山村広場につきましては、トイレの水洗化と下水道接続にかかる経費を計上しております。富士運動広場については１７５万円、それから富士山村広場については４８０万円を計上しております。
それから、諸富文化体育館及びスポーツパーク川副トレーニング機器購入でございますが、これは老朽化したトレーニングマシンの入れかえのための経費でございます。２５０万円を計上しております。
それから、諸富文化体育館自動火災報知設備改修でございますが、これは諸富ハートフルにありますコミュニティープラザのところに火災報知機がございます。これが老朽化しておるためにそれを改修するための費用でございます。１０５万円を計上しております。
それから、勤労者体育センターの防炎暗幕の取りかえに２１５万円を計上しております。
それから、諸富公園体育施設夜間照明設備修繕でございますが、これは老朽化した夜間照明施設のケーブルやブレーカー等の修繕を行うものでございます。１１０万円を計上しております。
それから、市立体育館アリーナ照明設備改修でございますが、これについても老朽化した照明器具を省エネタイプへと取りかえるための費用でございます。２３０万円を計上しております。
合計、スポーツ振興化として２，２１５万円を計上しております。
以上です。

（委員長職務代理者）
ほかに、緊急雇用創出基金事業のほうで、文化振興課から説明をお願いします。

（社会教育部副部長兼文化振興課長）
　この事業は、地域文化活用事業ということで、現在、各校区の地域資源を収集して、ホームページに掲載する事業を行っております。ただ、収集したいろんな資源、例えば、仏像とか、史跡とか、そういったものに写真がないものが結構ございますので、今回、この緊急雇用創出事業を使いまして、写真撮影を行っていただくという事業です。新規雇用４名を見込んでおります。予算としては３００万円程度です。
　以上でございます。

（委員長職務代理者）
　以上の６月補正予算について、質問がございましたら。どうぞ。

（Ｃ委員）
　ＡＬＴの派遣事業なんですけれども、ＪＥＴから来たＡＬＴの先生たちは渡航費がかかるんだけれども、民間のインタラックにお願いしたら渡航費が要らないということで、今後そっちのほうにお願いしていくということになるんでしょうか。そこら辺はどうなんですか。

（教育長）
　昨年度まで、基本的にはそういう方向なんです。それは、このＪＥＴの場合は、例えば、事前の指導するというような研修を受けずに教壇に立つことがあるんですね。教え方等につきまして。この民間のほうは、小・中学校で教えるということの事前研修を受けて、この仕事を専門に受けている会社ですから、指導の仕方が違うということを現場から聞いているんですね。ただ、日本の国全体としては、このＪＥＴのほうを受け入れていますから、国全体の流れとは若干違うんですが、しかし、そういう中でも、全国的には民間の方たちのより専門的な指導力を持った外国人の方に入ってもらおうという流れも着実に増えてきているんです。ですから、今のところ、昨年度までの話では徐々に切りかえていこうという考え方もあります。ただ、１００％するのかどうなのかということについてまでは、まだ今年あたり最終結論を出したいなと思っています。

（Ｃ委員）
　報酬は一緒ですよね、ＪＥＴから来た人も。給料というか１カ月の、先生の給料は。

（委員長職務代理者）
　市から払う給料は同じですか。

（学校教育課長）
　いや、民間のほうが安いです。民間のほうで設定をしていますので、市のほうは、委託料です。

（Ｃ委員）
　もう一つ、続けてよろしいですか。臨時交付金で、子どもたちへのパソコン購入費がありますけど、先生方へのパソコンというのは、文科省は増やすようなことを言っているような感じではありましたけど、これはどうなっていますか。この臨時交付金で先生方のパソコンを買うということはできないんでしょうか。１人１台やっぱり、先生たちも必要でしょう。

（こども教育部副長兼学事課長）
　先生方のパソコンにつきましては、５校にモデル校として、パソコンを設置しておりますが、実証を重ねながら、今後の方針を決めていきたいと考えております。

（教育長）
　基本的には先生方にも導入していきたいなと思うんですが、何年かかるかどうかは不明ですけれども、そのために５校で実施していますので、やっていきたいなという気持ちは十分持っております。

（Ｃ委員）
　なるべく１人１台というのが理想ですけど。

（委員長職務代理者）
　よろしいですか。
　じゃ、はいどうぞ。

（Ｄ委員）
　別紙の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の中で、内容としては別にどうこう言うわけではございませんが、先ほどの内容説明の中で、老朽化等々の言葉が出てきておりますが、もしこれがなかった場合は、老朽化していた施設、設備に関してはどうされていたつもりでしょうか。どなたでも結構です。

（社会教育部副部長兼文化振興課長）
　文化財の分ですが、老朽化した施設の改修については、当初予算でするようにしておりました。ただ、今回、１０分の１０で国のお金を使いますので、その分が一般財源として別に使えるということになります。

（Ｄ委員）
　物をつくったら、維持管理で設備の更新というのはついて回るはずですので、もちろんやはりつくられるときに、その辺も計画されていると思いますので、もっと何かほかに使い道がなかったかなというのをちょっと小さな疑問として持っております。
　以上です。

（教育長）
　スポーツ振興課などは、当然、メンテナンスとして今年度できなければ、いつまでにやろうという財源確保は計画的にしているわけですよね。それを前倒しというか、このお金が来たから早目にやりましょうということで、その辺もうちょっと老朽化に伴うメンテナンスの考え方を説明してください。

（スポーツ振興課長）
　施設については、合併で随分数が増えたところもあります。いつの時点でどういうふうな改修を行ったのかというものの調査を今年度に行いまして、計画的な改修に向けて計画を策定していきたいと考えております。ただ、我々のほうとしては、できるだけ老朽化した分については、改修したいということで予算要求的には考えておりますけれども、なかなか財政上で難しかったという面があります。今回、臨時交付金の対象になるということで、急ぐものについては今回の対象ということで、改修をしたいと考えておるところでございます。

（委員長職務代理者）
　じゃよろしいですか。ほかはございませんか。
　じゃなければ、次に、平成２１年度重点プロジェクト実施計画について、教育総務課からお願いします。

（教育総務課長）
お手元に、この資料、『平成２１年度重点プロジェクト実施計画』というのを配付をしております。これは昨年度、２１・２２年佐賀市教育基本計画の後期計画として、２１年度から２２年度までの基本方針、施策体系をまとめたもので、今回、今年度取り組む重点プロジェクトということでまとめました。
ただ、重点プロジェクトについては、これまで予算のご報告ですとか、もろもろの事業を実施するときの新規事業についてはお話等をしておりますので、内容等についての説明等は、今回、この資料の配付ということでとどめさせていただいて、説明は省略させていただきたいと思います。
なお、委員さんのほうからご質問等ありましたら、きょう、もしくは後日でも構いませんけれども、各課のほうにお尋ねいただければというふうに思っております。申しわけありませんが、きょうは時間の関係で省略させていただきたいと思います。

（委員長職務代理者）
よろしいでしょうか。
では、そういうことでよろしくお願いいたします。
では次に、『保育所・幼稚園等の取り組み』の現状についての報告でありますが、資料に従いまして、まず、川原保育所からお願いいたします。

（川原保育所長）
川原保育所の平成２１年度の保育所の取り組みを報告させていただきます。
保育所保育指針の改定で、保育所の役割が明確化されました。その１つ１つの項目には、子どもの将来を見据え、心身ともに健康で、生きる力の基礎づくりと、人としての土台づくりを子どもの周囲にいる人たちすべてがかかわっていること、そのことを保育所はキャッチし、発信し、行動していく役割は大きいものと感じています。
そこで、保育目標に、「人とのかかわりを大切にし、心身ともに健康な子どもの育成」ということを挙げました。
その取り組む事項は、役割一つ一つを確実に、満遍なく遂行することですが、職員が共通理解の上に取り組むこととして、３つ挙げております。
１つ目は、入所している子どもにとって、「ふさわしい生活の場を豊かにつくる」ということにしております。保育士等や子どもなどの人的環境、設備や遊具などの物的環境、そして自然や社会の事象などがあり、こうした人、物、場が相互に関連し合って保育の環境がつくり出されることです。
２つ目に、「保護者支援」です。保護者と一緒に子どもを育てていくといった視点が大切であり、保護者とのパートナーシップが求められ、下記の事項は心して行うことになります。
３つ目に、「保育士の専門性を高める」ということで、保育の内容の充実や、子どもの保育、教育を担う保育士の専門性が求められている現状があります。
いろいろ挙げておりますけれども、特に、大きな○の２番目ですけれども、発達過程の把握による子どもの理解と保育の実践に力を注いでいきたいと思っております。
次に、「課題」ですけれども、「子どもの自発的、主体的な活動を重視して、子どもの生活の連続性、発達の連続性、遊びや学びの連続性との関連性を大切にするにふさわしい生活の場をつくる」を合い言葉に園内研究に取り組みたいと思っております。
最後に、主な行事ですけれども、日本の伝統行事である七夕とか夏祭り、もちつき、節分、ひな祭りなどを継承していきたいと思っています。
それから、親子参加の遠足、祖父母と一緒につくる七夕飾り、同じ年齢の子どもを持つ保護者が座談会的にお話しできるを計画しました。
さらに、子どもの成長が感じられる運動会や発表会、そして、個人が注目される誕生会、避難訓練、防犯訓練、交通安全教室などの安全教育を関係機関と連携して行ってい

きます。
　以上、報告いたします。

（委員長職務代理者）
　先生、今、入所児は何人で、例えば、外国からの子どもさん方がおられますか。

（川原保育所長）
　はい。

（委員長職務代理者）
　それとスタッフ数もちょっと教えていただけませんか。

（川原保育所長）
　はい、わかりました。定員は１２０名です。５月１日現在は１０９名、内訳はどうしましょうか。

（委員長職務代理者）
　何歳、何歳でどれくらいですか。

（川原保育所長）
　はい。５歳児、６歳児が２２名、４歳児が２１名、３歳児が２３名、２歳児が２２名、１歳児が１４名、０歳児が７名です。
　職員は所長が１名、保育士２３名、看護師１名、調理員３名、用務員１名の計２９名です。
　それから、外国からの子どもが、今現在９名おります。国名もお知らせしたほうがよろしいですか。

（委員長職務代理者）
　いや、結構です。

（川原保育所長）
　はい、以上です。

（委員長職務代理者）
　では、次に、城東保育所お願いします。

（城東保育所長）
　城東保育所、野田と申します。
　城東保育所は、定員、今１２０名でございます。その中で、５月１日から１２８名になりました。１年間の入所申込者数は１６名で、計１４４名に年間を通してなる予定です。
　ことしの「目標」としまして、ここに書いておりますとおり、読んでいただきたいと思いますが、公立保育所の特性として、「人とのかかわりを」ということを重点に置いております。文言は違いますが、私の保育所としては、「人とのかかわりを喜び、心も身体も健康な子ども」、心身ともにということを掲げております。
　「感性豊かに自己発揮できる子ども」、これは生活や遊びを通して、子どもの、保育者のかかわり方で感性をはぐくみ、自己肯定感、おれはおれでいいんだという気持ちの持てる子どもを育てたい。
　それから、済みません。「生命に」と書いておりますが、「生命の」です。「生命の大

切さを知る子ども」、これは生命はつながっている、生命のバトンタッチとか、自然の恵みとか、城東保育所は環境教育を取り上げておりました。平成１７年に県の環境教育認定園になったことがご縁で、ずうっとそれを続けております。

３番目に、「身体を使って元気に遊ぶ子ども」、これは柔軟な心を育てるというのが、柔軟な身体機能の発育にも効くということで、３番目に挙げております。

「今年度の重点的な取り組み」。私は、保育所の今年度を大きく考えたときに、乳幼児の生涯にわたる生きる力、これは４、５歳、３歳ではなくて、０歳からの発信だということを、すごく常々思っております。０歳から６歳までの発達を保障し、保育環境、保育内容の充実を考えております。

今年は０歳児の保育の発達過程とか保育内容の充実、そして、０歳から６歳までの連続性のある遊びのコーナーづくり、そして保育者が認識した発達を保障するということを思っております。

そういうところで、重点的な取り組み第１点にそういうことを書いております。そのためには、室内ではどうあるかということも書いております。コーナーづくりとかも書いております。室外におきましては、実のなる樹木とか、葉っぱや自然をたくさん、緑化推進課のほうから植えていただきました。そして、芝生を多く取り入れ、素足で遊ぶという提供をたくさんしたいと。このごろの子どもたちは靴を脱ぐのを嫌がります。素足を嫌がります。やっぱり地面の力をいただくんだよということで、素足遊びをこのごろずうっと提唱しております。

２番目に「生活や遊びの中で自己表出」とかいろいろ書いております。その中で、やっぱり城東保育所は、全部で３７名の職員がおります。園内研修、特に保育指針が改定になった中で臨職、みんな子どもを一つに育てていこうという園内研修、自己研さんに努めることを書いております。

そして、３番目、４番目には、食育、環境教育の継続であるということで、ごみ拾いお散歩体験とか、もったいない箱を設置するとか、いろいろそういう食育と環境教育のことを書いております。

３番目に、「課題（問題）に対する取り組み」、これも一番最初から申しておりますように、職員一人一人の倫理観・人間性、それから、人権というところを私どもの保育園でちょっと考え直さなければいけないこともありましたし、とにかく人権教育、それから、保育士の質を高めるということで、園内研修の充実に取り組んでいきたいと思っております。

それから、特別支援です。特別な支援を必要とする子がおりました。今までは非常にいろいろ悩んでおりましたけれども、ことしから子ども課のほうに特別支援担当の先生が来られておりますので、まず保育者が悩んでおります。保護者にもどう伝わるかということで、そういう研究として、特別支援の取り組みを挙げております。

４番目、「主な行事」として、恒例的なものは下のほうに挙げておりますが、私どもとして、主に挙げているのは環境教育の中で、菜の花の種取りとだか、種まきをしたりします。廃油を親にも啓蒙したいので、廃油を持ってきていただいて、廃油石けんをお互いにつくって、そして、爽快なのは洗濯ごっこです。夏場は、しょっちゅう子どもたちがこの廃油石けんで洗濯をして、自分たちのパンツとかシャツとかハンカチを広げて満足げに持って帰っております。

そして、もう一つは、子どもの育ち、育てという観点で、お別れお茶会というのを書いております。０歳から５歳の担任の先生、この先生方は異動された方もおられます。その先生たちをみんなお呼びして、０歳からそれぞれの担任の先生で成長、大きくなった喜びをみんなで分かち合って、子どもたちも覚えているか覚えていないか知りませんけれども、０歳のときはこうだった、１歳のときはこうだったということで、先生とともに、成長を喜ぶ。子育て、子育ちを保育所の気持ちとして伝えております。

私のほうは以上です。終わります。ありがとうございました。

（委員長職務代理者）
　では、続きまして、若葉保育所、お願いします。

（若葉保育所長）
　若葉保育所の取り組みについて説明させていただきます。
　若葉保育所は、今年度は、「保育目標」としまして、「心身ともに健康で、感性豊かな子どもの育成」を挙げています。そして、園全体として目指す子どもの姿として、「友達と一緒に元気に遊ぶ子ども」、「感性豊かに自己表現する子ども」、「食に関心を持つ子ども」を挙げております。
　その目標に向かって、今年度職員は、まず１番目、友達と一緒に伸び伸びと全身を使って遊び、満足感や充実感を味わえるようにということで、近くの総合グラウンドや文化会館の駐車場など、広いスペースの有効活用、また発達段階や興味、関心、年齢に応じた遊びの工夫を行っていきます。
　２つ目には、遊びに取り組む中で、子どもたち一人一人がさまざまな方法で自分らしく自己表現をして、感性を高めてほしいと思いまして、いろいろな物的、人的環境や、わくわく、どきどき体験、それから、興味のあることにじっくり取り組めるような保育所の１日の生活の流れの見直しなどをしていきたいと思います。
　例えば、今日は、昨年、子どもたちが植えましたタマネギを収穫しまして、子どもたち自身、「収穫したタマネギってとても辛いんだね」というのが、きょうは給食の時間に、子どもたちの実感の声として聞こえてきていました。
　また、自然や食への関心をはぐくむためには、狭いですけれども、園庭いっぱいに栽培をしまして、その収穫を自分たちで体験して、調理されてきたものを味わうんじゃなくて、土からとったものを、実際にとれたてがどんな形で、どんな味がするのかというのを子どもたちの体を通して体験させたいと思っていますし、また、食育活動なんかも取り入れて、食べ物への関心、大切さに気づけるようにしていきたいと思っております。
　また、今年度の重点的な取り組みの２番目として、「特別支援の必要な子どもについて」ということを挙げております。
　若葉保育所は、ここ数年、特別支援の必要な子どもというのがとてもふえてきている傾向にあります。今年度で言いますと、５歳児１名、４歳児４名、２歳児４名、１歳児２名が私たち保育士が見て、特別な支援が必要だなというふうに考えておりまして、今、全園児１１２名の中で１割を占めている状態です。その中で、発達障害というようなとらえ方ではなくて、一人一人の子どもの問題となるところを、困った点ではなくて、個性として見つめ、その子らしく園生活を充実できるようにどうしたらいいのか、今年度探っていきたいと思っています。
　どのようなときにこの子たちがパニックを起こしたり、困った行動を起こしたりしているのか、それを観察し、その子、その子がどういうような困り方をしているのかということをこちらが見つけることで、私たちのかかわり方がかわり、その子たちが園生活を充実でき、自分らしく成長していけるんじゃないかなと思っております。
　例えば、耳から情報が入って来にくい、理解できない子は、視覚で理解できるように園での生活の仕方を写真や絵などで手順をわかりやすく説明するとか、さまざまな情報や音が一度に入ってきて混乱しやすい子には、静かな落ち着ける場を確保するとか、あと、パニックを起こさなくて済むように、その子の行動を制限せずに見守る。パニックを起こしたり、友達とトラブルになったときは、気持ちが安定するまで、時間や距離を置いたり、担任だけじゃなく、園全体、ほかの職員もかかわっていくなどして、安心、安定する時間と場の保障をし、一人一人の子どもたちが、その子らしく園生活を楽しめるように援助していきたいと思っています。そのためには、やはり保育指針も改定になりましたので、保育の充実、保育士や保育内容の向上を全職員でやっていこうと思っています。
　また、「課題」の２番目ですけれども、園舎がとても老朽化をしておりまして、園舎

改築が、ずっと１年１年延びております。それで、いろんな部分で安全面で不安がありますので、そこら辺でも私たちが日々見落とすことなく、子どもたちの安全が守れるようにやっていかなきゃいけないなと思っています。
　３番目に保護者支援です。保護者の方たちも、やっぱり毎日の生活に追われていて、子育てを楽しいというふうに感じられているのかなというふうな疑問もありますし、特別支援をしきなゃいけない子どもたちの保護者さんが、それをやっぱり受け入れないことには、子どもたちが伸びていかないという部分もありますので、子育てを楽しいと感じたり、子どもたちをいとおしいと思えるような私たちのサポート体制をまた考えていかなきゃいけないなと思っております。
　「主な行事」についてですけれども、地域や保護者を巻き込んでの伝統行事の継承とか、地域の皆さんに参加していただいたり、家族のみんなに参加していただけるような行事を主に考えてしておりまして、余り子どもたちの負担にならないような行事の見直しも今後進めていくように考えております。
　以上が若葉保育所の取り組みです。

（委員長職務代理者）
　では、続きまして、成章保育所、お願いいたします。

（成章保育所長）
　定員は６０名で、５月１日現在、６２名在籍しております。職員は、所長１名、主任保育士１名、保育士１１名、調理員２名、用務補助員１名の計１６名の職員でございます。
　成章保育所は、友達や保育所が大好き、そして、先生も大好きと言えるような環境づくりの目標のもと、保育に取り組んでおります。自分の思いを十分に表現できるような環境、子どもの思い、保護者の思い、保育者の思いが通じる保育、そしてまた、身の回りの自然の中に生きているものをしっかり見つめ、触れて、豊かな表情、感性を培っていくような保育に取り組んでいっております。
　重点的な取り組み、課題に対する取り組みといたしまして、子どもたちは毎日保育所で過ごす中、たくさんの保育所の大人から言葉をかけてもらったり、相手をしてもらうことで、見守られているという安心感を持って過ごしています。「先生、あのね」「先生、見て見て」というような生き生きとした表情とか言葉からもわかります。しかし、生活や遊びの中で本当に自分を素直に表出することができているか、自己充実ができているかという課題が出てきました。いろんな人や物とのかかわりの中で、自分の気持ちを言葉や行動で表現することで心の安定につながり、周囲への関心が広がり、他者を受けとめられるようになれるのではないか、それが自己充実につながるのではないかと考え、今年度は子ども一人一人が自己充実するためのさまざまな環境を職員で考察していくという取り組みを設定したところであります。かかわり方の検討など、園内での公開保育などを通して研究していきたいと思っています。
　環境につきましては、給食の食材の廃棄物を埋められるものは埋め、畑の栄養づくりをしたり、そこから芽生えた植物を育て、収穫して食する喜び、また、目に見えないものにも命があることを知り、大切にする気持ちをはぐくむ保育を目指します。
　成章保育所は、平成１１年度から障害児保育を行っております。現在、身体や発達に障害がある子どもさんが３名在籍しております。また、特別支援の、保育士から見て気になる子どもも数名在籍しておりますが、その子どもたちにどういうかかわりをしていくか、そして、そのことが子どもにとってどうであるか、さらに、その子のよりよい発達のためにどうすればよいかなど、園内で定期的に話し合っております。いろんな人とのかかわりの中で、自分の気持ちを言葉や行動で素直に表現できるよう、職員全員で連携し、共通理解を図っていますが、一人一人の子どもやその保護者の気持ちに添えるよう、もっと家庭との連携をより一層とっていきたいと思っております。

主な行事はプリントに書いております運動会、生活発表会のほかに、地域の老人クラブとの交流会を行っております。そして、一番下に卒園児への祝い膳と書いてありますが、これは卒園式の何日か前に、骨つきのタイを１匹煮つけをして、大人と一緒に、見ながら食べるということです。日本の伝統からして、お祝いといえばタイというのが頭にありまして、タイの骨つきを１匹食べるという経験、体験をしていっております。
以上、報告いたします。

（委員長職務代理者）
続きまして、本庄幼稚園お願いします。

（本庄幼稚園長）
本庄幼稚園の岡です。よろしくお願いします。
短く行きたいと思います。資料のほうからご覧ください。本庄幼稚園は、本庄小学校との幼小一貫というのをねらっております。真ん中に書いておりますが、目ざす子ども像、これは小学校の目ざす子ども像と一致させる形で、本年度つくりかえました。それから左側は、幼稚園ではこういうことをやっていきますので、保護者に伝えたかったのが家庭のほうです。ここの大きな３点で家庭の役割を果たしてくださいということでお願いをいたしました。
資料に戻ります。本年度の重点的な取り組みとしては、小学校との幼小一貫教育の推進ということです。園内研究と一貫教育、これをうまくリンクさせたいということで考えております。それから、小学校の生活科を中心とした交流活動を行っておりました。本年度はそれも続けますけれども、普通一般の生活、ここにもやっぱり深くかかわっていきたいということで、一番下に書いておりますが、小学校の運動会への参加とか、それから、現在、給食を小学校のふれあいルームというところで食べさせていただいております。それから、夏、これからプールがありますので、高学年と一緒に泳ぐとか、カレー会とか、こういうふうなことでのふだんの生活での交流から小学校に入ったときの安心感とか期待感、これにつなげていければいいかなということで、ここのところに力を入れていきたい。それから、４番目の「えがお・わくわく」は、佐賀市で作成されたものですけど、検証を進めたいというようなことで考えております。
それから、大きく２番ですけれども、開かれた園づくりということですが、これは安全性もあるかと思いますが、非常に閉鎖性を感じました。私は小学校でしたので。ここで、小学校で昔、チーム・ティーチングを導入されたときに、学級王国をなかなか脱し切れないという先生がおりましたけれども、こういう傾向はまだあるのかなというような感じがしておりました。やっぱり人というのは人の中でしか人として育たんのだよというふうな、こういうことをもっと強く先生たちにもアピールしていって、よさを知ってもらわんとだめかなということを思っております。当然、保護者もありますし、それから、隣の小学校の先生もあります。それから、地域の方々もあります。こういうふうな地域の方々との関連性を特に強めていきたいということを考えているところです。
以上です。

（委員長職務代理者）
次に、子育て支援センターの「ゆめ・ぽけっと」からお願いします。

（子育て支援センター所長）
４月に２周年を迎えましたけれども、当初はエスプラッツ内に子育て支援センターができたときに、ここは何だろう、エスプラッツの従業員の託児所ですかとか、あるいは親のたまり場ですかとか、そういうふうな質問を受けたこともありました。いろいろ私たち工夫しまして、また、マスコミやいろんなものに取り上げられることによって、非常に周知されてきました。１つは、個を支えるということで、子育て中の親子の相談に

応じる場、親の交流の場もありますけれども、団体を支えていくというもう一つの役割があります。子育てサークル連絡会総会というものをきょうも午前中にしましたけれども、２６サークルの８０名の方が来られて、いろいろな交流、総会を行いました。こういうふうに子育てサロンとか、あるいは保育所に出てこない保護者にも支援の手を差し伸べていくということで、いつでも気軽に相談できる場として定着してきたこの２年間です。

温かい空気が流れる中で相談ができるということで、先ほどもこども課の中で説明しましたひとり親家庭の相談窓口にもなっておりますけれども、私としては、ひとり親家庭になりそうな家庭、あるいは虐待になりそうな家庭の相談窓口にもなっているんじゃないかなというのを常日ごろ考えております。

また、新規事業の中でも、相談内容の充実ということで保健師を配置してくださることが決まりましたので、ここから広がる業務としては、産後うつの問題とか、ゼロ歳児の育ちをもっと深めていくところ、もち踏みまでの間をどうやってみんなで支え合っていくか、話していくかという赤ちゃん広場もここでできるんじゃないかなと思っています。

また、「ふるはぁと」の移転としましては、お互いが共存共栄していく中で、本当に利用者が一番利用しやすい、周知も含めて行ける場所になっていくように努力をしていきたいと思います。

今年度、重点的に取り組みたいこととしましては、親の交流だけではなく、やはり基本は家庭にあると思うんです。子育て力をつけなくてはいけないと思いますので、育児講演会の中で、どんどんそういった内容を企画していきたいと思いますし、育ち合う喜びを感じながら、教育長だよりに書いてありました人生儀礼みたいなことを、ともにお互いここまで育ってうれしいね、じゃあ、次はここまでというのをみんなが喜び合いながら子育てを話し合えるような、そういう育児講演会を企画していきたいし、また、職員研修におきましても、サポートをするだけではない、やっぱり専門性というのがありますので、職員会議や研修などで、中身をもっと深めていき、利用者が本当に来てよかったと思えるし、子育て力がついていくような施設を目指していきたいと思っております。

以上です。

（委員長職務代理者）

以上の報告について、質問があられたらどうぞ。はい、どうぞ。

（Ｃ委員）

どこの園でも、子どもの最善の利益を考えられて取り組んでいらっしゃる姿がよくわかりました。新保育所保育指針では、特に保護者への支援というのがクローズアップされております。それで、家庭力の低下とか言われますけれども、保護者の養育力が向上するように、さらに保育所の特性を生かした保護者への支援というのが非常に大切になってくるんではないかと思っております。

それと、保護者への支援ということで、ここに育児講演会とか、どこでも講演会をされておりますけれども、とてもいい取り組みだなと思いますけど、大体保護者の方というのはどの程度の参加率というか、あるんでしょうか。ここら辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

（委員長職務代理者）

育児講演会には何名ぐらいの保護者の方が参加されているのか。どこでからでもよろしいですが。

（川原保育所長）
　では、川原保育所は、最近実施しました。５月に父母の会の総会の後、「笑顔で食育」という題で、管理栄養士の先生にお願いしました。総会出席が３３名でしたが、その後の講演会に４０名ぐらい見えましたので、結果として８６世帯のうちに７９世帯の参加になりました。参加率は高いです。

（委員長職務代理者）
　ほかの幼稚園、保育所。

（城東保育所長）
　城東保育所もこの間総会をしました。講演会は６月にはしませんが、２月にしたときにも８割から９割ちょっと手前まで、８６％か７％ねという数字を出したことを講演会では覚えております。そして、総会も本当、議事進行的なところ、なかなかお集まりを心配しておりましたけれども、やはり子どものこととなってくると、前日から御出席はいかがですかということを、こっちも来てもらいたいという気持ちを伝えながらですね、かなり半数以上の出席はいただいているようです。

（委員長職務代理者）
　ほかの施設はどうですか。はい、どうぞ。

（成章保育所長）
　今年度は、まだいたしておりませんが、昨年度したことがありまして、うれしかったのは、保護者も含めて祖父母の方が、それこそ若いおじいちゃん、おばあちゃんですが、祖父母か両親そろわれて来られたところがたくさんありました。大体８割から９割ぐらいの出席でございます。
　以上です。

（Ｃ委員）
　私が予想していた以上に非常に高い出席で、親さんの意識の高さにほっとしたところですけれども、こういうことは毎年してもらって、より保護者の養育力を高めてほしいなと思っております。
　もう一つ、「ふるはぁと」というのは初めて聞く言葉ですけれども、これは今までどこにあったんですか、教えていただきたいと思います。

（委員長職務代理者）
　「ふるはぁと」のことについて説明をお願いします。

（こども教育部副理事兼こども課長）
　これは、ファミリーサポートセンターとサポートママ事業をこども課の中で現在行っております。しかしながら、こども課ですので、市役所があいている時間ということで限られておりますので、そういう意味で、もっとサービス時間を広げるというようなことで、６月１５日に「ゆめ・ぽけっと」のほうに移転をいたします。２つの事業をあわせて行うということと、愛称を募集して、「ふるはぁと」という名前にいたしました。そういうことで、これは６月１５日から「ゆめ・ぽけっと」のところで開設するようにいたします。

（Ｃ委員）
　「ゆめ・ぽけっと」と同じ場所ですか。お部屋が違う。

（こども教育部副理事兼こども課長）
今、「ゆめ・ぽけっと」の事務所がありますが、その中の一角を改造いたしまして、その中にこども課から移転をしてきていくということでございます。

（委員長職務代理者）
ほかに何か質問ありませんか。

（Ａ委員）
「ゆめ・ぽけっと」さんの相談業務について質問なんですが、これは子育てに関する相談業務が主なんでしょうか。法律相談の紹介などもされているんでしょうか。

（子育て支援センター所長）
もう少し大きくお願いします。

（Ａ委員）
はい。相談業務の内容というのは、子育てというか、発達相談みたいなものですか。

（子育て支援センター所長）
そうですね。５項目ぐらいに分けておりますけど、就園の相談、それから、子どもの発達の相談、親の悩みの相談、地域の相談、そのほか守秘義務に関するような相談とか、いろいろな部分がありますけれども、ほとんど３項目ぐらいに共通するような内容で言われる部分がありますので、それぞれをこちらのほうで集約しまして、専門の機関につなげていったりするようなこともしております。

（Ａ委員）
ちょっと自分が弁護士なんでというのもあるんですけど、法律の無料相談の窓口が結構たくさんあるので、もし法律的な問題を抱えてあったら、そちらのほうに紹介していただきたいとお願いします。

（子育て支援センター所長）
それらのもしパンフレットなどがありましたら、ぜひいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（Ａ委員）
じゃあ、今度お持ちします。一応、県の母子寡婦センターとか、あと、県のアバンセが女性の相談無料で定期的にやっています。あとは、法テラスはパンフレットがあるんですけど、随時無料の相談を受け付けていますので、ぜひ紹介していただけたらなと思います。

（子育て支援センター所長）
ありがとうございます。敷居が低いもので、いろいろな方がさまざまに相談に来られますけれども、また、あるものによっては自分のところでこういうパンフレットを置いてほしいとか、こういうチラシまでと言われるのを、私どもが選別するのが非常に難しいんですけれども、子育て中の親にとって本当に必要であるなと思う情報に関しては、すべて置くようにしていますし、それは選ばれるお母さんたちが自分で取っていかれて、こういうところがあったんだと周知する場所でもあると思いますので、ぜひいろいろな情報を置きたいと思っております。

（Ａ委員）
　特に借金の相談などで、離婚した後に来られると、もう手がつけられないんですよね。結婚している御夫婦で相談に来られると解決できるんですけど、もう旦那さんは離婚して行ってしまって、借金取りから逃げて全く連絡がつかない、そういう状態ではもう本当に母子家庭の支援しかないんですよね。逆に夫婦で相談に来られると、奥さんの協力がないと御主人も動かれない方が多いからですね。なので、早目にそういう相談をぜひしていただいて、周知していただきたいなと思いました。

（委員長職務代理者）
　いろんなことがからまってきて、非常に１つの問題だけではなくて、多面の情報をですね、あるいはサポートの体制をよりこれからつくらないといけないと。そのために、子どものことが、やっぱり親は一生懸命になりますもんね。そういうことでよろしくお願いします。
　ほかにありますか。はい、どうぞ。

（Ｄ委員）
　どの保育所さんも幼稚園でもそうですけど、個性ある子どもが大分増えてきていると思いますので、若い先生、経験値がない先生たちが物すごくそれに関してストレスになり、病気になってしまったりされるケースも実際あると思います。そういうときの対応を本当よろしくお願いします。もしカバーできなかったら、チームとして当たるとか、小学校レベルまでは結構な手当てをされていますけど、実際、小さい年齢から始まっているところが多々あると思いますので、その辺のほうも頑張っていただいて、もし何をしてくれとか希望があれば、どんどんこちらのほうに上げていただくような考えを持っておいていただいて結構ですよね、教育長。

（委員長職務代理者）
　私から言いますと、私は臨床心理士ですもんですから、何か私でもお役に立てれば、どうぞ御利用ください。
　ほかに何かありますか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　では、幼稚園、保育所、「ゆめ・ぽけっと」の報告はこれで終わります。
　４番目、友だち１００人できるかなキャンプの開催について。どうぞよろしくお願いします。

（青少年課長）
　４３ページをお願いします。
　内容につきましては書いてあるとおりでございまして、５月９日から１０日までの１泊２日、北山少年自然の家です。キャンプと申しましても、テント泊ではございません。自然の家で泊まるということで、対象は小学４年から６年、学校を通しまして募集をかけましたところ、１０１名の定員に対しまして２２４名の応募がございました。
　以下、参加内容につきましては書いてあるとおりでございます。
　キャンプの状況につきましては、ちょっとわかりづらいですけど、下のほうに写真を載せております。まず、レクリエーション、これは着きましてすぐ、昼食をする前に、初めての子どもたち同士ですから緊張をほぐす、そういうふうな役目を果たしたかなというふうに思います。その後、飯ごう炊飯でカレーづくりをいたしました。各班は１０名で、それぞれに学生のリーダーがついています。夜はキャンプファイヤー、そして、最後は翌日午前中のオリエンテーリングということで、幸い天候に恵まれまして、大きな事故もなく無事終了いたしました。子どもたちにアンケートをとりましても、楽しかったと、また来たいとか、知らない学年、学校の子どもたちとも仲間になったというの

がそれぞれ９０％以上おりました。
　以上で報告を終わります。

　ほかに何かありますでしょうか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　では、なければこれで報告事項を終わります。
　引き続きまして、追加提案の人事案件がありますが、これは教育委員と、それから担当の職員の方だけ残っていただいて、ほかは退室をされてください。御苦労さまでした。

〔第１３号議案…省略〕

（委員長職務代理者）
　以上をもちまして、５月の定例教育委員会を終わります。